

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年4月7日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 高田松原商業開発協同組合

イ 陸前高田再開発株式会社

ウ 株式会社ツルハ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 陸前高田ショッピングセンター 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興
土地区画整理事業地内KC29街区

(3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成29年3月31日

(5) 変更の理由 店舗の納品スケジュール及び搬入車両の効率的な運用のため

2 届出年月日 平成29年3月23日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所